

暑さ対策経費の追加措置について

1. 概要

今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応において、政府の緊急事態宣言が発せられ、総務省からは国民への影響が最小となるよう事業の継続を求められたところ。

「感染防止」と「事業継続」のバランスを如何にとるかについては、会社にとって、初めての経験であり、特に当初は、マスクや消毒液の確保が困難な中でのお客さま対応、更には、布製マスクの全戸配布、特別定額給付金、緊急小口貸付への対応等の緊急業務が付加され、郵便局で働く社員の負担が増加してきている。また、「令和2年7月豪雨」をはじめとした災害も発生しており、郵便局へのフォローがより重要となっているところ。

「暑さ対策経費」については、毎年、支社裁量経費に組み込んで、年初に措置しているが、これから暑さが本格化していく中で、今年度は特に、追加予算の措置を行うこととし、社員が安心して働ける環境を整備するとともに、会社から社員への感謝を示したい。

2. 使用用途等

支社、郵便局の判断で暑さ対策として必要な用途で使用する。

- ・暑さ対策のための必要物品かつ社員個人に直接渡せるようなもの（濡れタオル、塩あめ、飲料等）への購入に使用することを想定。
- ・通知額の概ね半分までは、共用物品（冷蔵庫、扇風機等）の購入として使用することも可
- ・社外での飲食への充当は不可。

※支社が柔軟に対応できるよう消耗品等購入経費として措置する。

使用用途や使用対象社員等は限定しないが、追加措置の趣旨には留意のこと。

3. 追加措置額

総額 20億円程度を想定（各支社への配算は社員数比率）

4. 実施日

準備出来次第速やかに

以上